

国際医療福祉大学大学院 東京赤坂キャンパス 公開講座 乃木坂スクール
前例を超えて挑戦する人々に学ぶ～医療・福祉・行政・政治の現場で～

国連障害者権利委員会委員として、 内閣府障害政策委員会委員長として見た日本

2025年10月22日

静岡県立大学 名誉教授

内閣府障害者政策委員会 前委員長

国連障害者権利委員会 元副委員長

石川 准

目次

- Part 1 見えなくなっていて見えたことー 社会の構造と人間の本質ー
- Part 2 自分たちの道具は自分たちでつくる
- Part 3 障害学と障害学会ー 障害の社会モデルを広めるためにー
- Part 4 内閣府 障害者政策委員会ー 対話と多様性の現場でー
- Part 5 国連 障害者権利委員会
- Part 6 条約実施と国内監視体制の構築ー対日審査を中心にー

前例を超えるためのTips

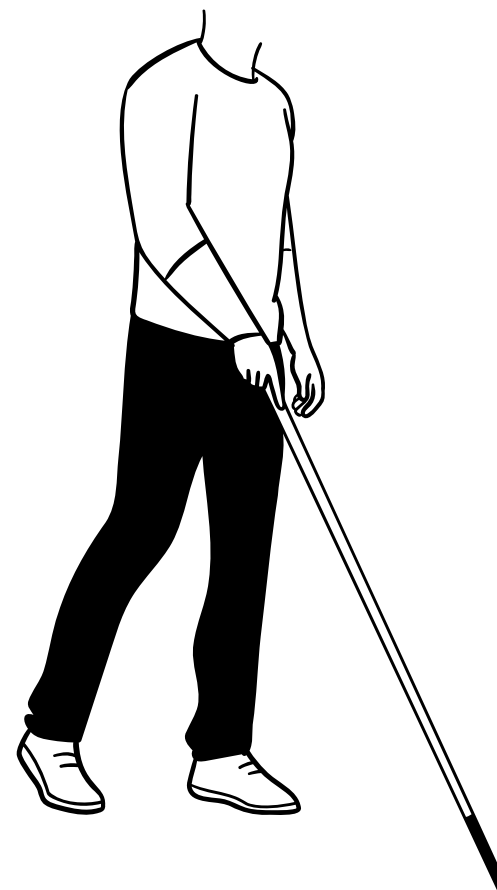
参考文献

Part 1

見えなくなっって見えたこと
— 社会の構造と人間の本質 —

光を失い、世界に出会う — 16歳の喪失と再出発 —

- 16歳のとき、網膜剥離で失明
- 失明を早めたのは「体育」という権力だった
- その後、2年間の入院生活を送る
- 東京教育大学附属盲学校高等部に入学
- そこで大きなカルチャーショックを受ける



見えない壁への挑戦 一点字で挑んだ東京大学受験

- 東京大学を目指すことを決意
- 本当は理系志望だったが、点字による理系受験ができないと知り、文系に転向
- 母親が家事を放り出し、参考書や問題集を録音・点訳
- 母親はΣやJなどの数式も果敢に読んだ
- 盲学校の先生たちも「全盲東大合格第1号」を目指して全力で支援
- 入試問題は、一般受験と同じ内容を点訳したもの

朝日新聞
1977年3月21日

(23) 社会 13版 1977年(昭和52年)3月21日 月曜日

全盲の東大生、初めて誕生

東京大学に二十一年ぶりに全盲の学生が入学した。東京大学文学部経済学系に入学した石川准君(一)は、入学試験で点字で記された問題集を点訳して読み、今年度の入学試験で、全盲の学生として初めて合格した。石川君は、東京都豊島区出身で、現在、東京大学文学部経済学系に入学した。石川君は、入学試験で点字で記された問題集を点訳して読み、今年度の入学試験で、全盲の学生として初めて合格した。

石川君は、東京都豊島区出身で、現在、東京大学文学部経済学系に入学した。石川君は、入学試験で点字で記された問題集を点訳して読み、今年度の入学試験で、全盲の学生として初めて合格した。

参考書は母の「音訳」

試験日 恩師らが問題点訳

石川君は、東京都豊島区出身で、現在、東京大学文学部経済学系に入学した。石川君は、入学試験で点字で記された問題集を点訳して読み、今年度の入学試験で、全盲の学生として初めて合格した。

石川君は、東京都豊島区出身で、現在、東京大学文学部経済学系に入学した。石川君は、入学試験で点字で記された問題集を点訳して読み、今年度の入学試験で、全盲の学生として初めて合格した。

石川君は、東京都豊島区出身で、現在、東京大学文学部経済学系に入学した。石川君は、入学試験で点字で記された問題集を点訳して読み、今年度の入学試験で、全盲の学生として初めて合格した。

石川君は、東京都豊島区出身で、現在、東京大学文学部経済学系に入学した。石川君は、入学試験で点字で記された問題集を点訳して読み、今年度の入学試験で、全盲の学生として初めて合格した。

石川君は、東京都豊島区出身で、現在、東京大学文学部経済学系に入学した。石川君は、入学試験で点字で記された問題集を点訳して読み、今年度の入学試験で、全盲の学生として初めて合格した。

石川君は、東京都豊島区出身で、現在、東京大学文学部経済学系に入学した。石川君は、入学試験で点字で記された問題集を点訳して読み、今年度の入学試験で、全盲の学生として初めて合格した。

石川君は、東京都豊島区出身で、現在、東京大学文学部経済学系に入学した。石川君は、入学試験で点字で記された問題集を点訳して読み、今年度の入学試験で、全盲の学生として初めて合格した。



母親が吹き込んでくれたカセットテープを前に、受験勉強を繰り返す石川准君。下宿先の主婦、吉田久恵さん(右)の応援も大きかった。東京・南池袋4丁目

高等教育機関の障害学生への対応には隔世の感

1970年代

- 東大入試は「お願いモード」だった
- 予備校の夏期講習への参加も断られた
- 大学に「特別な支援は求めません」という誓約書を提出
- 某国立大学の教授会に呼ばれ「障害学生の受け入れは災害時などに安全に責任を持ってないという意見が教授会の中にあるのだが、それについてどう思うか」と聞かれ「大学ほど安全な所はありません」と答えた

現在

- 障害のある学生が高等教育機関で学ぶ権利が確立しつつある
- 障害学生支援は全国の大学に広がる
- 合理的配慮の提供が義務となる



この三人の共通点は・・・

野村茂樹

石川准

田門浩

Part 2

自分たちの道具は自分たちでつくる

暗黒時代

— 知への扉が閉ざされていた頃 —

- 東京大学に入学したが、すぐに現実の壁に直面
- 本が読めない、論文が読めない
- 自分にできることは何もないと感じた
- 1970年代当時はパソコンもインターネットもなく、情報へのアクセスはボランティア頼み
- 先の見えないまま、東京大学大学院社会学研究科へ進学



©Jun Ishikawa

光を見いだす時 ー 技術と出会いが開いた新しい視界 ー

- ニューヨーク州立大学ストーニーブルック校に留学
- トーキングコンピュータや点字プリンタなどの支援技術に出会う
- レイ・カーツワイルのカーツワイル・リーディング・マシーンを知る
- キャンパスには多くの障害学生が学んでいた
- 障害学生支援の進んだ環境に強い刺激を受ける

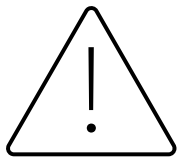


帰国して論文を書く

「逸脱の政治：スティグマを貼られた人々のアイデンティティ管理」
『思想』，736，pp.107-126，1985

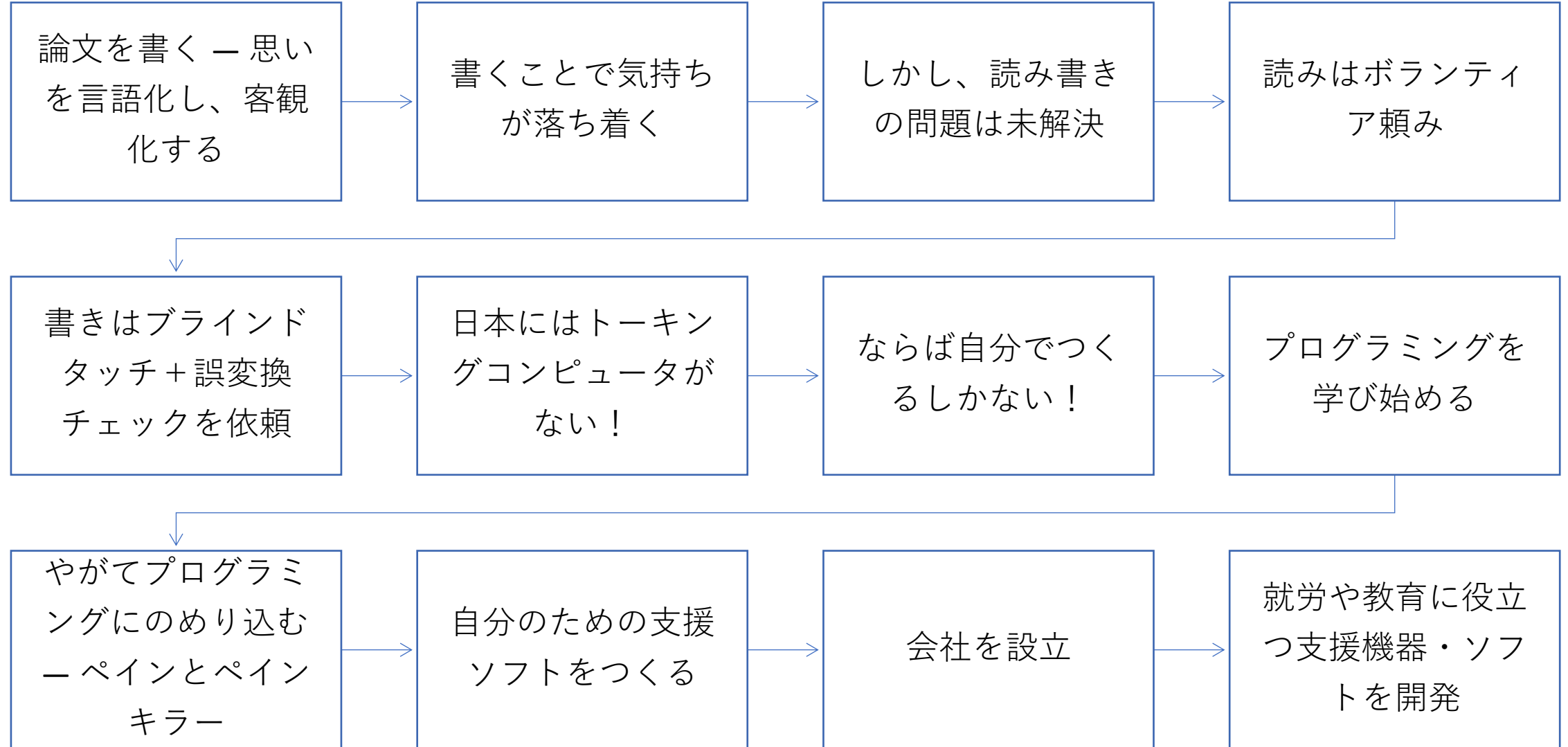
評価や承認をめぐる社会的相互作用、アイデンティティ管理の私的戦略と集合的戦略についての論文

パッシング派	印象操作をする、カミングアウトをしない 隠して社会と折り合いをつける
リカバリー派	補償努力をする ※当時の石川は生粋のリカバリー派
カミングアウト派	アイデンティティを立ち上げる アイデンティティ政治の担い手となる



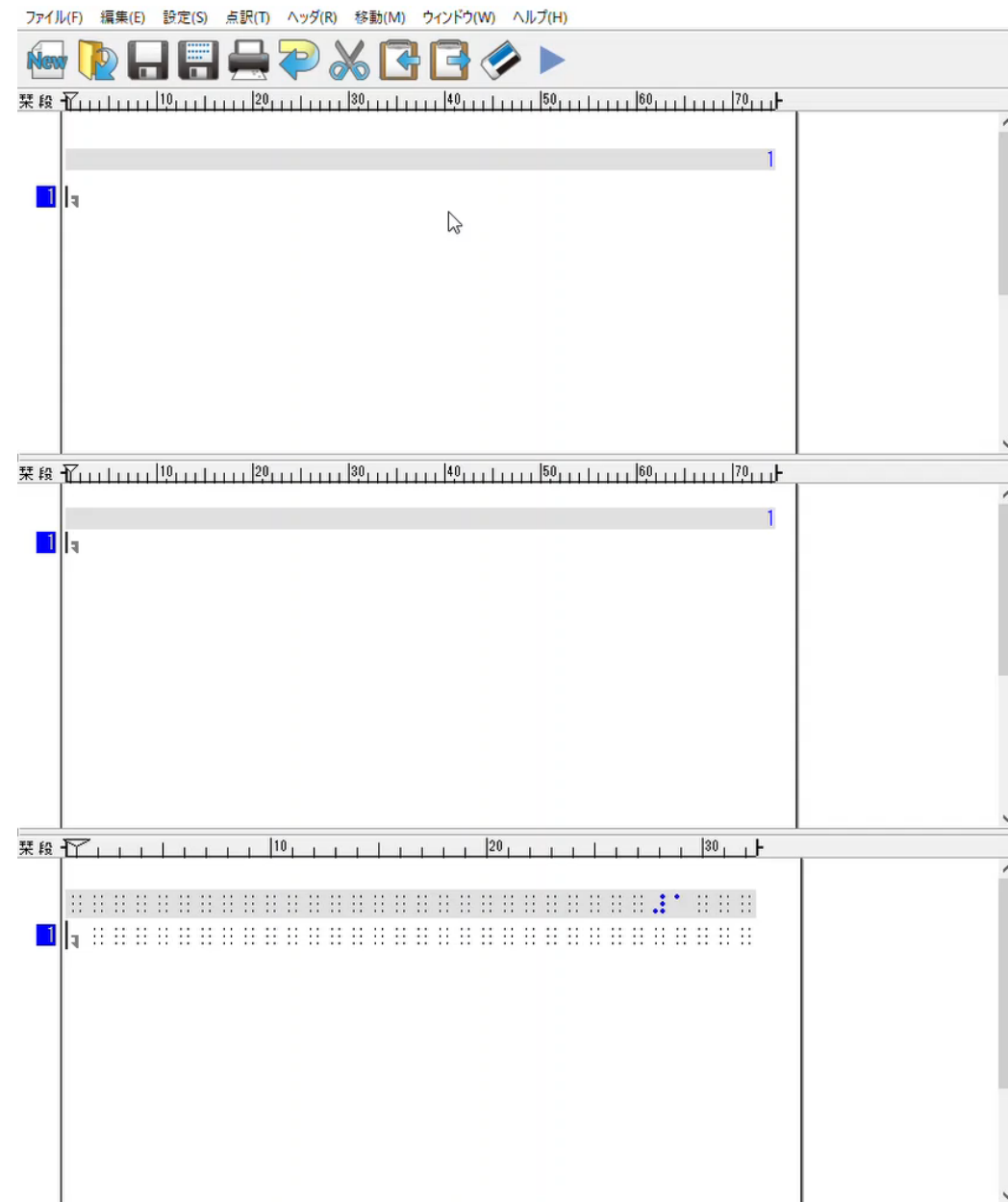
- どれが偉いとかどれが情けないという話ではない
- いずれの戦略にも合理性がある

書くことから、道具をつくることへ



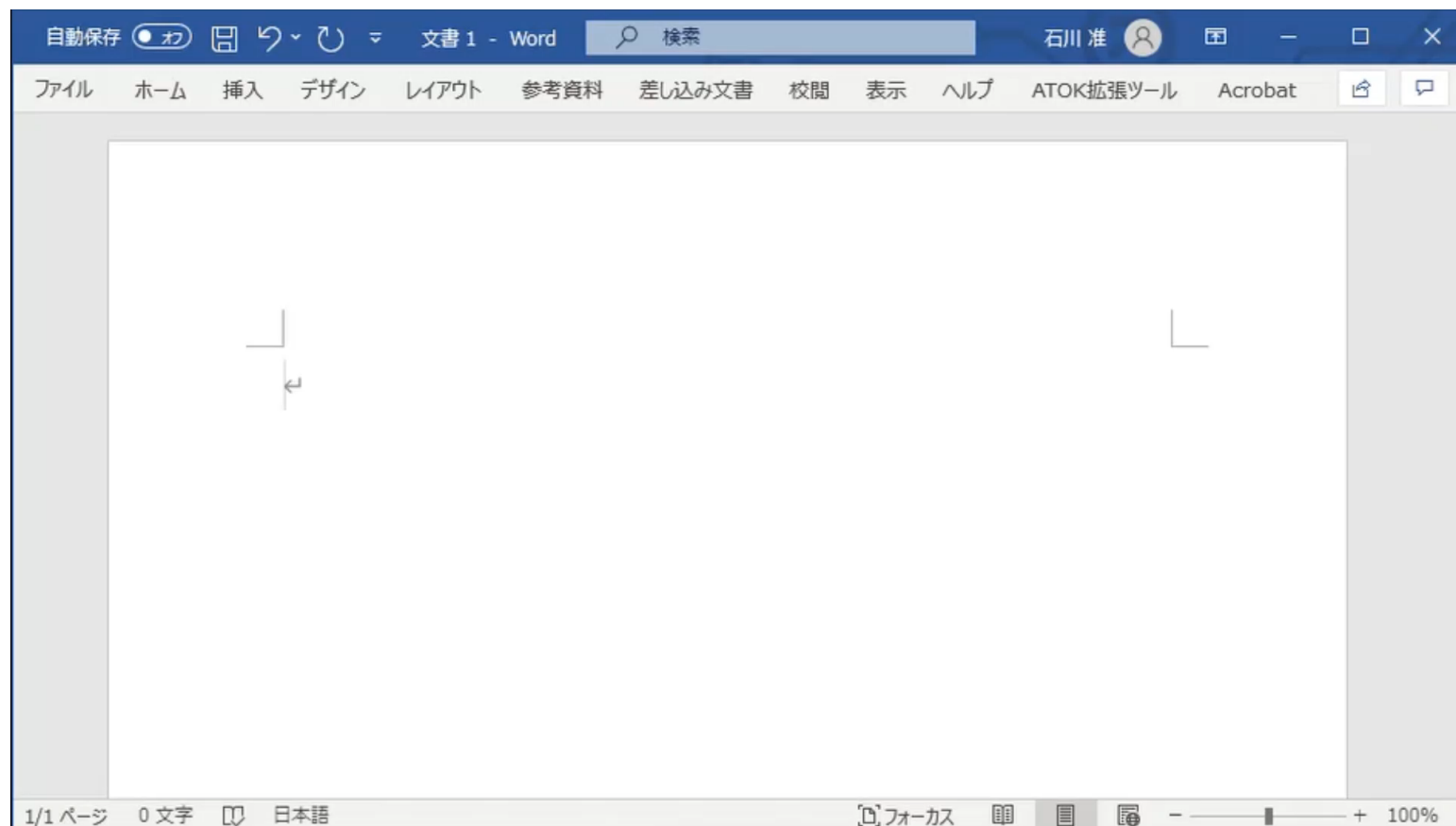
自動点訳ソフト 「EXTRA for Windows」

- 原文テキストを仮名と点字に自動変換
- 点字の規則を知らなくても、自動変換機能を使い、仮名の読み誤りを修正するだけで、実用的な点字文書を簡単に作成できる



スクリーンリーダー 「JAWS for Windows」

- キーボード操作で Windows PC を操作できる
- 必要な情報を音声と点字でユーザーに提供する
- Microsoft Office、Microsoft Edge、Google Chrome、Gmail など主要アプリに対応





AIの声、あなたの耳にはどう聞こえる？

全盲のソフトウェアエンジニア

Glen Gordon（グレン・ゴードン）氏インタビュー（2025年9月）



英語版



日本語吹き替え版

Part 3

障害学と障害学会

— 障害の社会モデルを広めるために —

障害はどこにあるか？

(例) 車いすの人と階段

足？

階段？



考え方の違い

ー 医学モデルと社会モデルー

(例) 車いすの人が階段を一人で上り下りできない問題

	問題はどこにあるか	解決方法
医学モデル	歩けないこと（個人の機能障害）が原因	リハビリ、義足等
社会モデル	段差があることやエレベーターがないこと（環境・施設・設備の不備）が原因	エレベーターやスロープの設置等

障害の社会モデルとは

障害の社会モデルとは、障害を個人の問題と見るのではなく社会的な構造や環境が障害を生み出しているとする考え方。

社会モデルは、障害を持つ人々が社会の一員として完全に参加し同等の機会を享受するためには社会は障壁を取り除く必要があると主張する。

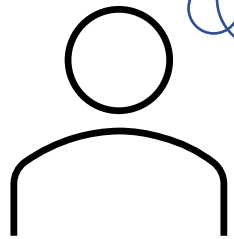
石川准・長瀬修 編著（1999）

『障害学への招待』明石書店

※「障害の社会モデル」を日本に初めて紹介



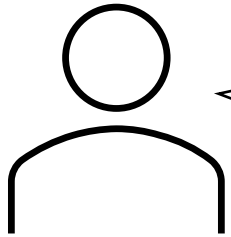
悪夢なもの — 想像してみてください —



- 階段のない二階建て住宅
- 階段しかないタワーマンション
- 街灯のない真っ暗な道
- 三秒で変わる信号機
- マイクもスピーカーもない講演会
- 字幕も吹き替えもない外国映画

誰もが、問題は自分ではなく施設や設備の側にあると思うでしょう

「健常者」とは



「悪夢なもの」を想像してみて、障害者が日々経験していることは、まさにこういうことなのだと気づきました。

しかし、本当に気づいてほしいのは、次のような点です。



健常者とは

- 「できないこと」が多くの人と共通している人
- できなくても困らない環境が、既に用意されている人

誰が「配慮されている人」なのか

ー 医学モデルと社会モデルー

	健常者	障害者
医学モデル	配慮の要らない人	配慮の要る人
社会モデル	(既に) 配慮されている人	(未だ) 配慮されていない人

障害学会の設立

- 2003年、仲間とともに「障害学会」 (Japan Society for Disability Studies) を設立
- 当事者の視点から、障害を社会や文化の側面から研究する「障害学」の発展と普及を目指す
- 2003年～2007年 初代会長を務める
- 2021年～2025年 再び会長に就任



社会モデルを実践する障害学会 ー 情報保障と環境調整の取り組みー

①学会大会

- 2004年の第1回大会から、他の学会に先駆けて環境調整や合理的配慮の提供を実施
- これらの取り組みは、次第に他の学会にも広がりつつある

ろう者	手話ユーザーでない聴覚障害者	精神障害・発達障害のある参加者	視覚障害者
• 手話通訳を配置	• PC要約筆記を提供	• リラックスして参加できるサテライト会場や休憩室を用意 • パーティションで視線を遮断	• 発表資料を事前に学会ホームページでダウンロード可能にする • 最寄り駅からの誘導サービスを実施

②学会誌

- 学会誌『障害学研究』のテキストデータを、印刷物の読みに困難のある会員に提供

Part 4

内閣府 障害者政策委員会
— 対話と多様性の現場で —

4つのターニングポイント

1964年

1981年

1993年

2006年

障害者権利条約批准前後の国内制度改革

2006年 障害者権利条約 国連総会で採択

第一期

批准前の制度改革

制度改革推進会議、差別禁止部会、総合福祉部会

障害者基本法の改正（2011）、障害者差別解消法の制定（2013）

2014年 障害者権利条約 日本批准

第二期

批准後の制度改革

障害者政策委員会

障害者差別解消法の改正（2021）、障害者差別解消法基本方針の策定（2023）

国内監視枠組みとして障害者権利委員会に報告（2016・2022）

障害者基本法の改正

障害者に関わる政策の基本理念、各分野の政策目標などを規定する法律

平成23年（2011年）の改正のポイント

- 障害の社会モデル（相互作用モデル）を導入
- 合理的配慮を含めた差別禁止を規定
- 障害者政策委員会の設置を規定（当事者参画、監視機能）

内閣府 障害者政策委員会とは

障害者基本法の改正により2012年に設置

- 国の障害者基本計画の策定
- 基本計画の実施状況監視
- 障害者差別解消法基本方針の策定
- 国連障害者権利条約の「独立した監視枠組み」

内閣府 障害者政策委員会 委員長として

2012年から2023年1月まで、5期10年にわたり委員長を務める



障害者政策委員会は、暴れ馬のようです。毎回、シナリオに沿って議論がすんなり進むのではなくて、多様な意見、意表を突く発言がいろいろな方向から飛び出てきます。刺激的であると同時に、委員長としては気が休まることなく、大変なことを引き受けてしまったと悔やみつつも、引き受けたからには責任を果たしたいと思っています。

(出典) 石川准ほか「座談会 障害者政策委員会のチャレンジ」
『ノーマライゼーション 障害者の福祉』2013年1月号

障害者差別解消法の制定・改正

2013年制定 2021年改正

- 「不当な差別的取扱い」の禁止
- 「合理的配慮」の提供

「不当な差別的取扱い」とは

行政機関等及び事業者が、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害すること

「合理的配慮」とは

行政機関等及び事業者が、社会的障壁を取り除くために、申し出に応じて、過重な負担とならない範囲で提供しなければならない必要かつ合理的な配慮のこと



合理的配慮とは合理的環境調整のこと

元の英語

Reasonable accommodation

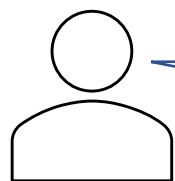
この日本語に訳して
しまった...

合理的配慮



Reasonable consideration

この日本語をもう一度英
語に訳すと...



合理的「配慮」とは「気遣い」や「心配り」のこと？

いいえ、違います。

合理的「配慮」は合理的「環境調整」と読みかえてください。



休憩



Part 5

国連 障害者権利委員会

障害者権利条約

障害のある人の人権や基本的自由を守ることなどを目的として、障害者の権利を実現するために国がすべきことを規定

国連は2006年に採択

日本は2014年に批准



障害者権利条約が求めていること

- 「障害の社会モデル」に基づく法制度・施策
- 自己決定の権利と自己決定支援
- 合理的配慮の不提供を含むあらゆる差別の禁止
- 政策立案と監視への参加
- 多様性とインクルージョン
- アクセシビリティ

国連 障害者権利委員会（CRPD）とは

Committee on the Rights of Persons with Disabilities

国連で採択された障害者権利条約を実効化するため、締約国の人権条約の履行状況を監視する人権条約機関（human rights treaty bodies）



OHCHRウェブサイトより

委員構成

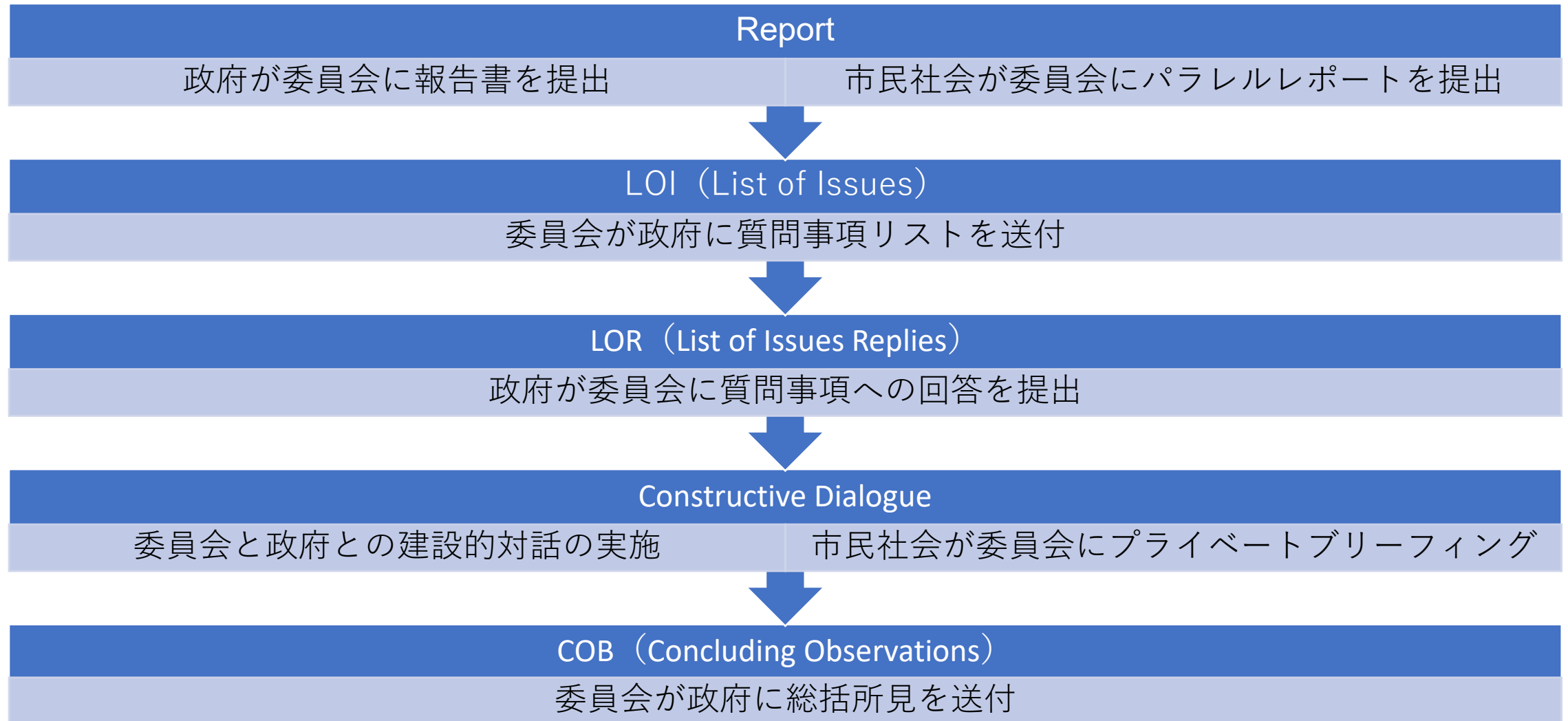
- 18名の委員（任期4年）から成る委員会
- 締約国からの推薦により立候補し、締約国会議での選挙で選ばれる
- 障害者権利委員会の委員の大多数は障害当事者
- 障害のある弁護士や研究者、障害者運動の活動家が推薦され委員を務めることが多い
- 政府から独立した立場で監視の任に当たる

国連 障害者権利委員会（CRPD）の主要任務

- 各締約国による条約実施の「審査」
- 選択議定書に基づく「個人通報」の審議
- 選択議定書に基づく締約国による「重大または系統的な条約違反」の調査
- 権利委員会の条文解釈としての「一般的意見」の作成



各締約国による条約実施の「審査」の枠組み



国連障害者権利委員として

- 政府と障害者団体の双方から強い要請を受け、立候補を決定
- ニューヨークの国連本部で選挙活動を実施
- 任期：2017年～2020年（4年間）
- 副委員長任期：2019年～2020年（2年間）
- 年2回（春・夏）、ジュネーブに約4週間ずつ滞在
- 国別報告者（Country Rapporteur）として以下の国を担当：
ニュージーランド、モンゴル、シンガポール、チェコ、
ミャンマー、中国、イスラエル



記憶に残る国々との対話

政府との建設的対話

- ギリシャ
- ラトビア
- ルワンダ

市民社会とのミーティング

- パレスチナ
- ミャンマー
- ニュージーランド



国連障害者権利委員会の様子 — 昼休みは体力の回復にに努める —

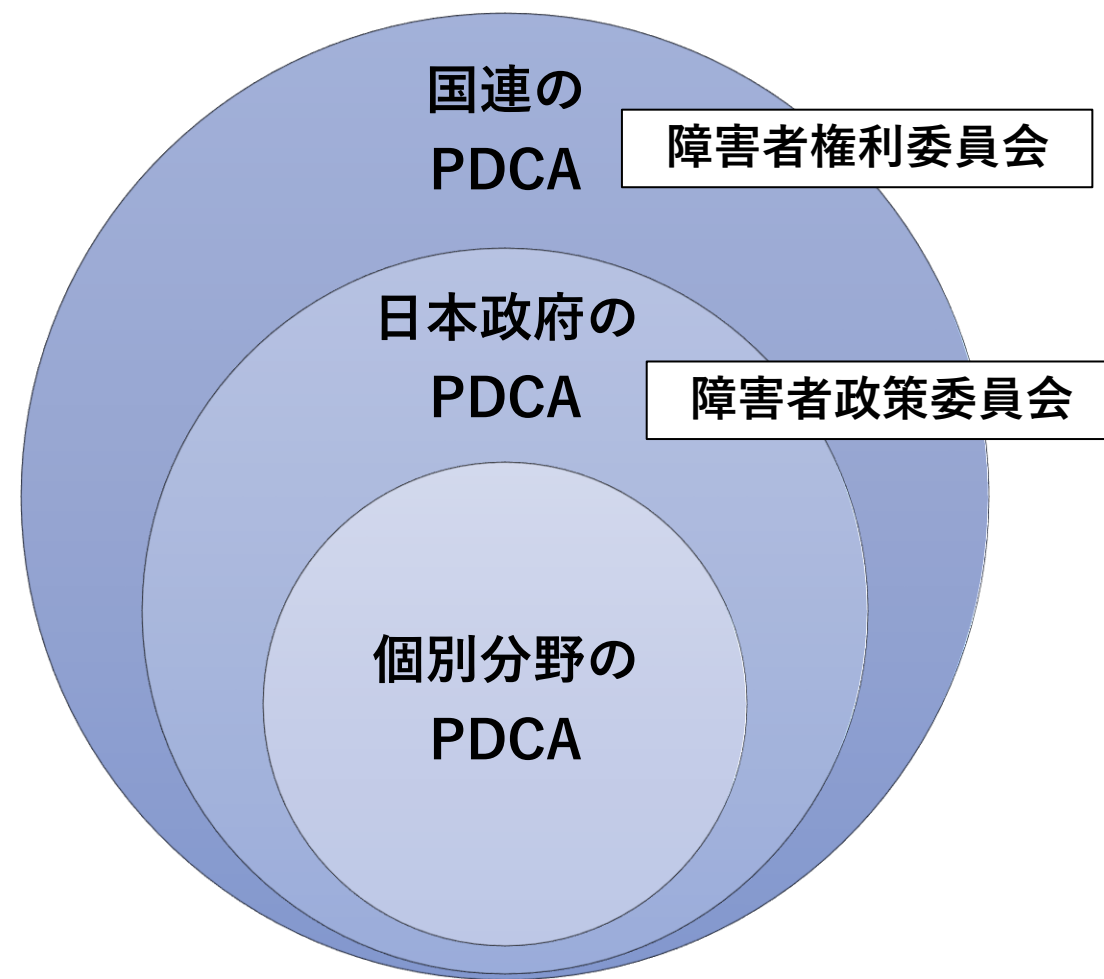
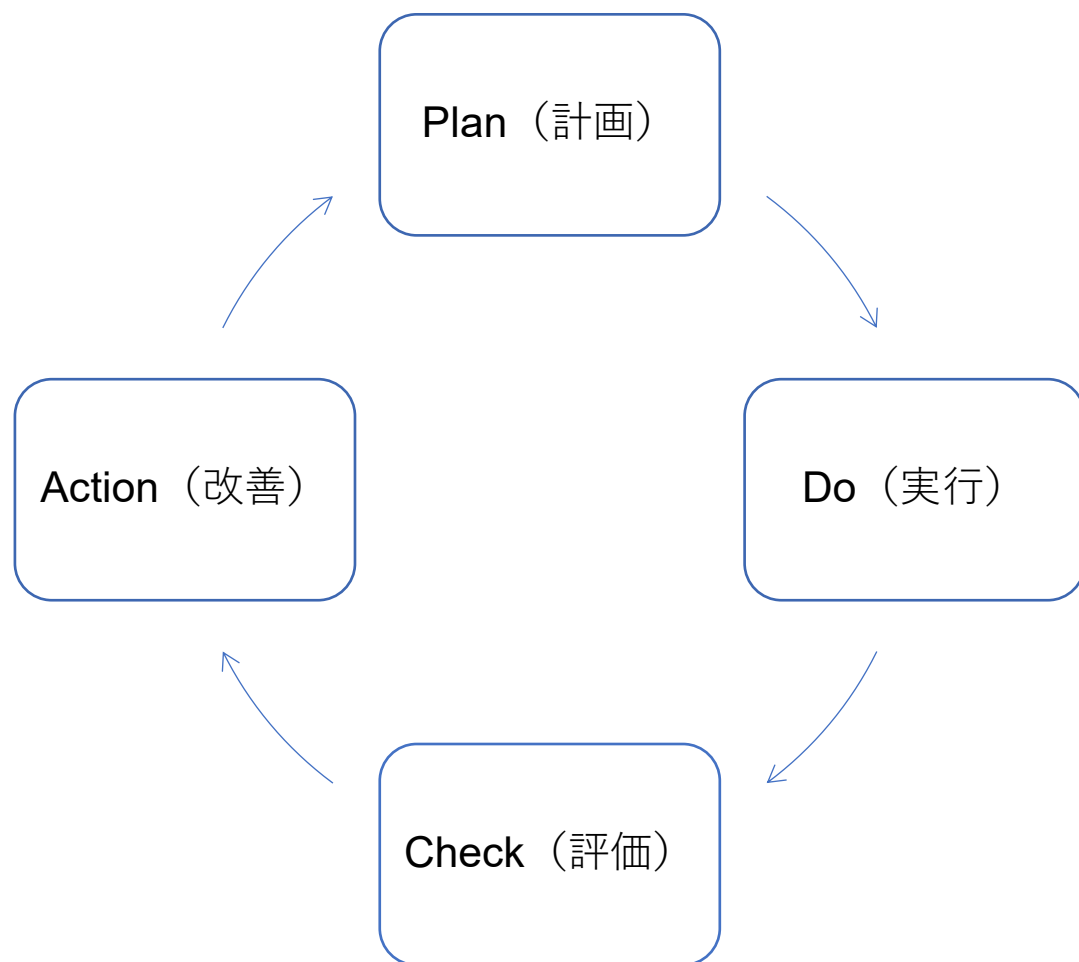


Part 6

条約実施と国内監視体制の構築

—対日審査を中心に—

3つのPDCAサイクル



障害者権利委員会と日本政府との建設的対話

2022年8月22日、23日
ジュネーブの国連欧州本部



©Jun Ishikawa



内閣府 障害者政策委員会の初回審査への関与

2014年

障害者政策委員会が、条約批准の際に政府から障害者権利条約の独立した監視枠組みに指定される

2016年

初回政府報告に、障害者政策委員会の意見を挿入

2022年6月

障害者政策委員会の見解をとりまとめ、国連障害者権利委員会に提出

2022年8月22日

政府代表団の一員として建設的対話に参加し、独立した監視枠組みの立場から冒頭ステートメントを述べる

国連障害者権利委員会 対日審査（2022年8月22日） 内閣府障害者政策委員会委員長としての冒頭ステートメント



内閣府障害者政策委員会の 制度的位置づけと求められる機能

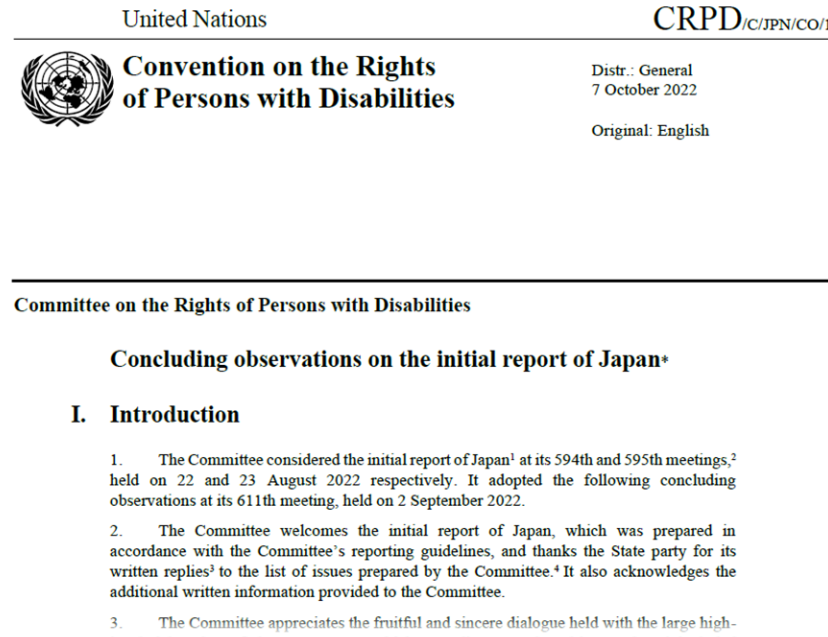
制度的位置づけ	求められる機能
審議会	独立した監視枠組み

- 行政機関に設置された審議会である政策委員会が政府の施策に対して条約機関による審査の場で懸念を示すのは極めて異例である
- 政府は「着実に条約を実施している」と主張するが、事実は異なると報告し、発言することこそ、独立した監視枠組みが実際に機能している証拠であり、少なくとも国内監視が適切に行われていることの表れである
- 独立した監視枠組みを機能させることは、市民社会にとってはもちろん、政府にとっても極めて重要なことである

総括所見（2022年10月7日）

第1回政府報告に関する障害者権利委員会の総括所見（英文）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100448720.pdf>



外務省ウェブサイトより

総括所見で示された主な勧告

- 代行決定制度を廃止して障害者の法の下での平等を確保し、支援型意思決定制度を構築すること
- 障害者の強制入院による自由の剥奪を認めるすべての法的規定を廃止すること、および本人同意のない精神科治療を合法化するすべての法的条項を廃止すること
- 障害者の施設収容を終わらせるための迅速な措置をとること、および障害者が、居住地、どこで誰と暮らすかを選択する機会を持ち、特定の生活形態で暮らすことを義務付けられないようにし、自分の生活に対して選択とコントロールを行使できるようにすること
- 障害のある子どものインクルーシブ教育を受ける権利を認め、すべての障害のある生徒が、すべての教育レベルにおいて、合理的配慮と必要とする個別支援を受けられるように、質の高いインクルーシブ教育に関する国家行動計画を採択すること
- パリ原則を完全に満たす国内人権機関を設立すること、およびその枠組みの下で障害者政策委員会の制度的基盤を強化すること

日本には国内人権機関（NHRI）がない

私の座席にはNHRI（国内人権機関の略称）と書かれたフラグ（名札）が置かれていた

「独立した監視枠組み」は国内人権機関が担うもの、というのが、権利委員会の事務局を務める人権高等弁務官事務所（OHCHR）の常識



©Jun Ishikawa

国内人権機関世界同盟（GANHRI）

個々の国内人権機関がパリ原則（国内機構の地位に関する原則）を満たす機関かどうかの認定を行っている

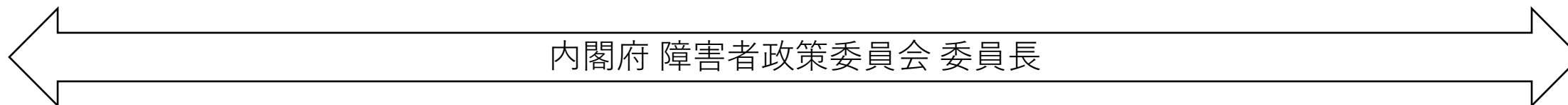
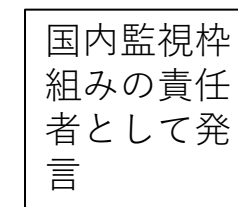
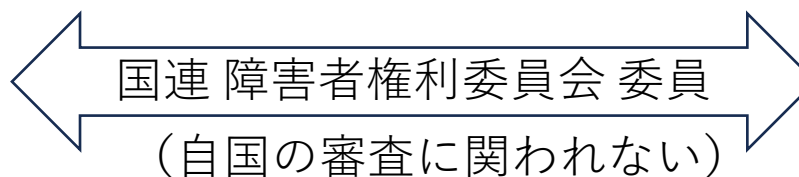
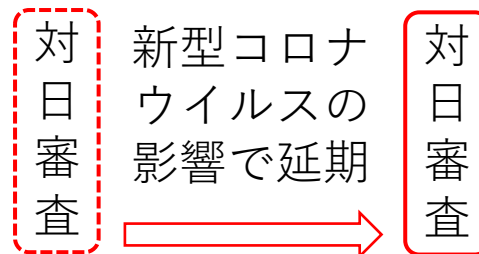
2024年7月時点

パリ原則を完全に満たすAステータスの国内人権機関：90機関

パリ原則を部分的に満たすBステータスの国内人権機関：28機関



審査延期がもたらした偶然の重なり



前例を超えるためのTips

いつも自分には荷が重いと思うことを引き受けてきた

役割に追いつこう、追いつこうとしてきた

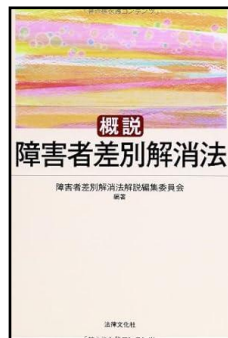
ストレスやプレッシャーのかかる役割を担うときは、フィールドワークのつもりで臨んだ

そのうちに、問題解決の過程そのものにおもしろさを感じるようになった

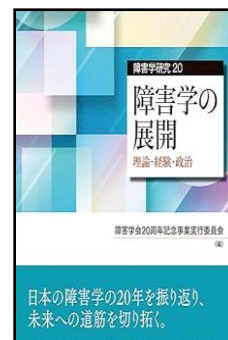
参考文献



長瀬修・川島聡・石川准編（2024）
『障害者権利条約の初回対日審査: 総括所見の分析（〈21世紀〉国際法の課題）』法律文化社



障害者差別解消法解説編集委員会
（2014）『概説 障害者差別解消法』
法律文化社



障害学会20周年記念事業実行委員会
（2024）『障害学の展開—理論・経験・政治』明石書店



石川准・長瀬修 編著（1999）『障害学への招待』明石書店